

まえがき

「強姦罪について考えるために」という題目の研究ノートを発表したことがある（琉大法学60号、1998年）。沖縄で1995年9月に米軍人の強かん事件があり、刑法学の観点から述べることは何かを理解したいと考えたからである。その後も2、3篇の小論を続けて書いた。しかしその考察は、今から思えば、強かん罪の解釈論に終始し、結論を見なかった。

それから私はハンセン病隔離政策の歴史を調べ、差別の被害者の言葉にならぬ思いの意味を考えるようになった。同じようにフェミニズムによれば女性に対する性暴力は差別であり、被害者の沈黙があり、被害の多くが認識されない。性暴力の被害と強かん罪の違法性の内容には違いがあり、後者を探しても前者は見つからない。それは強かん罪自体に問題があるということである。2012年12月のジェンダー法学会プレ企画「性暴力被害者支援法制の方向性—性暴力救援センターの現場から」の各報告を聞きながら、そうであるならば、これを別の罪に改めねばならないと考えた。それゆえ私は本書で性暴力の罪について論述する。

序論は昨年（2015年）5月の日本刑法学会での報告に基づき、性暴力の行為の理論の骨組みを示す。第1章から第5章は旧稿（「戦後沖縄と強姦罪」新城郁夫編『攪乱する島』社会評論社、2008年、「性暴力の罪の行為と類型」琉大法学90号、2013年、等）を書き直し、再構成した。性暴力の構造的観点から強かん罪を反省し、性暴力の罪の行為類型を導き出している。なお第5章に障害学研究会九州沖縄部会（2015年7月5日）と日本法哲学会WS（同年11月7日）での各報告内容を部分的に取り入れた。これは科研費補助金（2014～16年度課題番号26590002）の研究成果の一つでもある。そして第6章は昨年12月のジェンダー法学会での報告に基づき、同年10月に法制審議会に諮問された改正案を取り上げ、その対案として新たな性犯罪類型を提起した。

本書は勤務先である琉球大学の2016年度研究成果公開（学術図書等刊行）促進経費の交付をうけて出版される。まごつきながらも投げ出さないでこれに取り

組めたのは、沖縄で仕事を与えられ、SACO最終報告から20年間の米軍基地問題を考え続けることができたからである。もちろんそれは考えていたというだけのことであり、当の問題は深刻さを増したのであるが。また、本書は相利行為の平等論に基づき、刑法学の牢固な体系論を土台から組み直そうとした。私にはそれが障害法学のいう社会的障壁としての「法」であると思われたからである。

2017年の通常国会で性犯罪改正案が上程されるだろう。それはおそらく30年前であれば理解できる内容である。再度の見直しが必要であると思われる。

2016年12月

著 者